

1 南九州市における介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について

(1) 介護予防・生活支援サービス事業について

【訪問型サービス】

① 従前の介護予防訪問介護相当サービス（基準型訪問介護予防サービス）

② 訪問型サービス A

【通所型サービス】

① 従前の介護予防通所介護相当サービス（基準型通所介護予防サービス）

② 通所型サービス A（緩和型デイサービス）

なお、その他の多様なサービスや生活支援サービスについては、今後の事業の実施状況や高齢者等のニーズ、サービス提供体制の整備等を考慮しながら継続して検討していくこととしています。

事業メニュー		実施	実施方法
訪問型サービス	訪問介護 （現行の介護予防訪問介護相当サービス）	○	事業者指定
	訪問型サービス A （緩和した基準によるサービス）	○	事業委託
	訪問型サービス B （住民主体による支援）	×	—
	訪問型サービス C （短期集中予防サービス）	×	—
	訪問型サービス D （移動支援）	×	—
通所型サービス	通所介護 （現行の介護予防通所介護相当サービス）	○	事業者指定
	通所型サービス A （緩和した基準によるサービス）	○	事業者指定
	通所型サービス B （住民主体による支援）	×	—
	通所型サービス C （短期集中予防サービス）	×	—
その他の生活支援サービス（栄養改善を目的とした配食，住民ボランティア等が行う見守り等）		×	—

① サービス種別：従前(H29.3.31 まで)の介護予防訪問介護相当サービス

区分	内容
サービス名	基準型訪問介護予防サービス
対象者	要支援認定者及び事業対象者
実施方法	事業者指定
サービス提供者	指定訪問介護事業所の従事者
サービス内容	①従前の介護予防訪問介護と同様のサービス ②サービス提供時間は、従前の基準省令に準ずる。 ③サービスの支援内容は、従前の基準省令に準ずる。
サービス提供の考え方	①訪問介護員によるサービスが必要な者（認知機能の低下により日常生活に支障がある症状、行動をとまなう者。退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等。） ②新規の対象者で、上記の例などに該当し、ケアマネジメントで認められるケース
人員基準	①管理者※1 常勤・専従 1 以上 ②訪問介護員等 常勤換算 2.5 以上（介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者） ③サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者 40 人に 1 以上※2 （介護福祉士、実務者研修修了者、3 年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者） ※1 支障がない場合、当該指定事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能 ※2 一部非常勤職員も可能
設備基準	①事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ②必要な設備、備品
運営基準	①個別サービス計画の作成 ②運営規程等の説明・同意 ③提供拒否の禁止 ④訪問介護員等の清潔の保持、健康状態の管理 ⑤秘密保持等 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の供与 等 注：下線は、法令上遵守すべき事項
ケアマネジメント	ケアマネジメント A
個別サービス計画	作成
単価	①月額報酬（介護予防訪問介護の介護報酬単位） ・週 1 回程度 → 要支援 1・2，事業対象者 1,176 単位／月 ・週 2 回程度 → 要支援 1・2，事業対象者 2,349 単位／月 ・週 2 回を超える程度 → 要支援 2，事業対象者 3,727 単位／月 ② 加算等 → 従前の介護予防訪問介護に係る加算等については、すべて適用③ 1 単位＝10 円
利用者負担	単価×1 割（一定以上所得者は 2 割または 3 割）
給付管理	国保連に委託 ・要支援者 → 介護度による予防給付の支給限度額 要支援 1：50,320 円／月 要支援 2：105,310 円／月 ・事業対象者 → 予防給付の要支援 1 の限度額（利用者の状況により要支援 2 の支給限度額まで超えることも可）
事業者への支払い	国保連経由での審査・支払

② サービス種別：訪問型サービス A（緩和した基準によるサービス）

区分	内容
サービス名	生活支援型訪問介護サービス
対象者	要支援認定者、事業対象者及び継続利用者（本サービスの利用中に要介護認定を受け、継続してサービスの利用を希望するもの）
実施方法	事業委託
サービス提供者	委託事業所の従事者 （サービス提供資格者：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、市が実施する研修終了者）
サービス内容	①室内清掃、洗濯、ゴミ出し、買い物代行、調理の 5 項目のみ。（自立支援に基づいた生活援助） ②サービス提供時間は、30 分単位で 1 時間を上限とする。移動時間は含まない。 ③サービス利用上限は、原則週 1 回とする。ただし、調理については週 3 回までとする。 ④サービス取扱いについては、現行の基準型訪問介護予防サービス事業に準ずる。
サービス提供の考え方	① 自立支援に基づいた生活援助が必要な者 ②身体介護を伴わない生活援助のみ必要な者
人員基準	① 管理者：1 名以上 ② 訪問事業責任者（必要数） ③従事者 サービスを行う上での必要数
設備基準	① 事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ②必要な設備、備品
運営基準	①必要に応じ個別サービス計画の作成 ②従事者の清潔の保持及び健康状態の管理 ③秘密保持等 ④事故発生時の対応 ⑤廃止・休止の届出と便宜の供与
ケアマネジメント	ケアマネジメント A 又は B
個別サービス計画	必要に応じ作成
単価	①報酬 1,200 円/30 分まで、2,200 円/31～60 分まで ②加算は無し
利用者負担	利用者負担 200 円/回 （ただし、買い物代等は実費負担とする）
給付管理	事業所と市の委託契約（単価契約）により実施 毎月、事業所・地域包括支援センターからの実績報告による。
事業者への支払い	市負担分を委託業者へ支払う。

③ サービス種別：従前(H29.3.31 まで)の介護予防通所介護相当サービス

区分	内容
サービス名	基準型通所介護予防サービス
対象者	要支援認定者及び事業対象者
実施方法	事業者指定
サービス提供者	指定通所介護事業所の従事者
サービス内容	①従前の介護予防通所介護と同様のサービス ②サービス提供時間は、従前の基準省令に準ずる。 ③サービスの支援内容は、従前の基準省令に準ずる。
サービス提供の考え方	①専門職等による機能訓練等を含む通所サービス ②新規の対象者で、上記の例などに該当し、ケアマネジメントで認められるケース
人員基準	①管理者※1 常勤・専従 1 以上 ②生活相談員※2 専従 1 以上 ③看護職員 専従 1 以上 ④介護職員※2 利用者 15 人までは専従 1 以上、15 人を超える場合は利用者 1 人に専従 0.2 以上 ⑤機能訓練指導員 1 以上 ※1 支障がない場合、当該指定事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能 ※2 生活相談員・介護職員の 1 以上は常勤
設備基準	①食堂、機能訓練室（3 ㎡×利用定員以上） ②静養室、相談室、事務室 ③消火設備その他の非常災害に必要な設備 ④その他必要な設備、備品
運営基準	①個別サービス計画の作成 ②従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ③秘密保持等 ④事故発生時の対応 ⑤廃止・休止の届出と便宜の供与 等 注：下線は、法令上遵守すべき事項
ケアマネジメント	ケアマネジメント A
個別サービス計画	作成
単価	月額報酬（介護予防通所介護の介護報酬単位） ★利用回数についてはケアプランにより決定する。 ①・週 1 回程度 → 1,798 単位／月 ・週 2 回程度 → 3,621 単位／月 ②加算等 → 従前の介護予防通所介護に係る加算等については、すべて適用 ③1 単位＝10 円
利用者負担	単価×1 割（一定以上所得者は 2 割または 3 割）
給付管理	国保連に委託 ・要支援者 → 介護度による予防給付の支給限度額 要支援 1：50,320 円／月 要支援 2：105,310 円／月 ・事業対象者 → 予防給付の要支援 1 の限度額（利用者の状況により要支援 2 の支給限度額まで超えることも可）
事業者への支払い	国保連経由での審査・支払

④ サービス種別：通所型サービス A（緩和した基準によるサービス）

区分	内容
サービス名	緩和型デイサービス
対象者	事業対象者
実施方法	事業者指定
サービス提供者	指定事業所の従事者
サービス内容	①高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業（教養講座，高齢者スポーツ活動，園芸・陶芸等の創作活動，手芸・木工・絵画等の趣味活動，入浴，給食，日常動作訓練など） ① サービス提供時間は，1 日 3 時間以上……送迎時間は含まない ③サービス利用は，週 1 回
サービス提供の考え方	① 閉じこもりや，うつ等の状態像が見込まれるもの ②運動機能低下，軽度認知症の状態像が見込まれるもの
人員基準	①管理者※1 常勤・専従 1 以上 ②従事者 利用者 15 人までは専従 1 以上，15 人を超える場合は利用者 1 人に必要数 ※1 支障がない場合，当該指定事業所の他の職務に従事し，又は同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能
設備基準	①サービスを提供するために必要な場所（3 m ² ×利用定員以上） ②当該サービス利用者のみの場所若しくは時間を設定（基準型通所介護サービス利用者と混在しない時間・場所） ③消火設備その他の非常災害に必要な設備 ④その他必要な設備，備品
運営基準	①必要に応じ，個別サービス計画の作成 ②従事者の清潔の保持，健康状態の管理 ③秘密保持等 ④事故発生時の対応 ⑤廃止・休止の届出と便宜の供与 等 注：下線は，法令上遵守すべき事項
ケアマネジメント	ケアマネジメント A
個別サービス計画	作成
単価	① 報酬 269 単位／回 ② 加算は無し ③ 1 単位＝10 円
利用者負担	単価×1 割（一定以上所得者は 2 割または 3 割） ※ただし，昼食代，入浴代，材料代等は実費負担とし，事業者が徴収
給付管理	国保連に委託 ・事業対象者 → 予防給付の要支援 1 の限度額（利用者の状況により要支援 2 の支給限度額まで超えることも可）
事業者への支払い	国保連経由での審査・支払